

## 附論 「御厨」の成立と展開

寺内 浩（愛媛大学法文学部）

### 1. 貢について

貢とは、神や天皇への水産物を中心とする供御物のことである。古代においては畿内を中心に全国から貢が貢納され、天皇への供御物や節会料として使われていた。

律令制下の貢については、律令の条文、木簡、『延喜式』などから大体の様相を知ることができる。養老職員令大膳式条の規定によると、大膳式には雜供戸（貢戸）が隸属しており、貢の貢進にあたっていた。『令集解』同条釈記所引の官員令別記には、「鶴飼卅七戸、江人八十七戸、網引百五十戸」とあるが、このうち江人、網引については、延喜内膳司式に「河内国江厨」「和泉国網曳厨」とあることから、おそらくは河内国、和泉国にそれらは置かれていたものと考えられる。しかし、貢を貢納していたのは雜供戸だけではなかったことが近年藤原宮・平城宮等から出土した木簡によって明らかにされた。それらの木簡一貢の付札によると、貢は全国から貢納されており、品目も水産物を中心に雑多であった。10世紀に成立した『延喜式』には、節料、旬料、年料の貢の規定があるが、同様に貢進国は全国に及んでおり、品目も多様であった。

次に貢の調達方法であるが、官員令別記によると雜供戸の場合は雜徭免除の男丁が使役されることになっており、その統率には「網曳長」「江長」（『類聚三代格』延暦十七年六月二五日官符）があたっていたようである。その他の諸国の貢については平城宮木簡が参考となる。

- (1)武藏国男衾郡餘戸里大贊鼓一斗天平十八年十一月（『平城宮木簡』1-404）
- (2)因幡国気多郡勝見郷中男神部直勝見磨作物海藻大御贊壹籠六斤太（同 4-4668）
- (3)下総国海上郡酢水浦若海藻 御贊太伍斤中（同 1-400）
- (4)阿波国進上御贊若海藻壹籠板野郡牟屋海（同 1-403）

(1)(2)には国郡里さらには個人名も記されているから、五十戸一里に編成された公民によっておそらくは雜徭を使って貢が出されていたものと考えられる。これに対し、(3)(4)は浦や海が貢進単位となっており、これは貢が本来的には服属集団による大王への供献物であったことの遺制であろう。また、「淡路國正税帳」には「若椒御贊壹荷担夫」「正月二節御贊壹拾伍荷担夫」とあり、国衙から食料を支給された担夫によって貢が京進されていたことが知られる。

### 2. 御厨の成立と展開

平安時代の中後期は律令国家の解体期であると同時に中世国家に向けての支配体制の再編成の時期であった。財政面についていえば、律令財政の解体の中で天皇、貴族、官司がそれぞれ私経済を発展させ、やがては莊園領主となっていくのである。こうした中で貢の貢進制度も大きく変化をとげ、中世的な御厨が成立するのだが、その中核となったのが天皇家の家政機関である蔵人所であった。

9世紀も後半になると課丁や戸を対象とする律令制の支配体制は維持が困難となり、885年には山城、河内、和泉、摂津等の国の江長と貢長が停廢され、かわりに徭丁40人（和泉は50人）

が置かれることになった。(『三代実録』仁和元年九月七日条)。ここに8世紀以来の雜戸制は解体する。諸国の贊についても事態は同様であった。883年、内膳司進物所や諸院諸宮が贊人の身分を標示する「腰文幡」を贊人以外にも与え、供御に事よせて弱民を凌轢しているとの訴えが近江国から出されているが(『類聚三代格』元慶七年十月二六日官符)、これは内膳司以下が贊貢進制の動搖を打開するためにとった措置であろう。これに対し、政府は892年には内膳司進物所や官家諸人が江河池沼を点領することを禁じ(『類聚三代格』寛平四年五月十五日官符)、902年には、「臨時御厨并諸院諸宮王臣家」の御厨が停止される(『類聚三代格』延喜二年三月十二日官符)。このように、贊貢進制の動搖の中で、不当な行為や私的な御厨に対しては規制が加えられるのだが、その一方で正規の贊人に対しては支配の整備・再編成が進められる。897年には日次御贊として四衛府から小駒十候以上二十候以下を御厨子所へ進めることになり、911年には山城、大和、河内、和泉、摂津、近江6ヶ国の日次御贊の内膳司への貢進が定められた(『西宮記』巻十裏書)。そして、こうした動きを前提として10世紀初頭に御厨領が成立する。河内国では905年に「国中池江津」が藏人所牒によって御厨領となった(『山槐記』応保元年九月十七日条)。摂津国の津江厨や和泉国の網曳御厨もその成立は10世紀初頭と伝えられている。これらの御厨の組織形態については不明な点が多いが、しばらくの間はこうした再編成された御厨を基礎として贊の貢進がなされていたと考えられる。

10世紀の後半は日本の歴史にとって大きな転換期であった。この時期から院政期にかけて寄進地系荘園が急増し、貴族と並んで天皇家の荘園領主化が進む。9世紀を出発点とし、藏人所を中心とする天皇家の私経済はこの時期から急速に発展をとげ、御厨は内膳司、御厨子所、内藏寮等管下の荘園となり、他の多くの荘園とともに中世の朝廷をささえる重要な経済的基盤となるのである。

1069年、「内膳司饌、諸国御厨子并贊、後院等御贊」が停止され(『扶桑略記』延久元年七月十八日条)、諸国の御厨は再び重大な転機を迎えることになったが、こうした中から、贊人が供御人として再組織され、田地を有する荘園化した御厨が出現する。一般にこうした荘園化した御厨では、供御人に免田が与えられ、供御人は供御物を貢進するかわりに藏人所牒によって水上の自由な航行や漁業権が認められていた。大江御厨では、1119年の官宣旨により、御厨四至、供御人交名、在家、免田地の検注がなされて荘園化をとげるのだが、1161年には供御免田が230町とされ、ついで供御の日次貢進の制が定められ、以降御厨子所領の荘園として発展する。摂津国津江御厨の場合は、1162年に供御人の名田が御厨子所符によって定められ、中世的な御厨が成立したことが知られるのだが、彼ら供御人に対しては諸国の市津で自由に生魚交易に従事できる特権が認められていた。また和泉国網曳御厨では、12世紀末に不輸免田が定められ、以後内膳司領の御厨として発展するのだが、供御人たちには網庭浦、日根鮎川などにおける漁業特権が与えられていた。

このようにかつての贊人は種々の特権をもつ供御人となっていくのであるが、供御人の長である執行・執当中には在地領主として成長をとげる者もいた。その典型が藤原季忠を祖とする

る大江御厨の水走氏である。季忠は12世紀前半の人物で「大江御厨山本河俣両執当職」に任じられたことが「水走文書」に記されている。山本、河俣は八尾市の山本、東大阪市（旧布施市域）の河俣と推定されるが、それらは供御人集団の拠点であると同時に、漁業・輸送の中心的津であった。そして季忠はそこに拠って供御人の統率や供御物の貢進にあたっていたと考えられる。その一方で季忠は河内郡水走の地を開発し、国衙から万雑公事を免除され、相伝の領有を認められていた。その後水走氏は河内郡五条に屋敷を構え、河内郡、若江郡、茨田郡の一帯に所領、所職を有し、また平岡神社の社家として宗教的な影響力も及ぼしていた。こうして水走氏は「大江御厨山本河俣両執当職」として供御人を統率下に置き、朝廷とつながりを有しつつ、在地領主として発展をとげていくのである。

#### 《参考文献》

『平城宮木簡一』（1969年）解説

鬼頭清明「御賛に関する一考察」（『統律令国家と貴族社会』所収、吉川弘文館、1978年）

滝川政次郎「雜供戸考」（同『律令諸制及び令外官の研究』所収、角川書店、1967年、初出は1958年）

『布施市史』第一巻（1962年）

戸田芳実「御厨と在地領主」（同『初期中世社会史の研究』、東京大学出版会、1991年、初出は1970年）

網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、1984年）

#### 【古代～中世の「川俣」関係文献史料】（抄）

##### 1 『日本書紀』応神天皇十三年九月条

\*出典は坂本太郎ほか校注『日本書紀（二）』（岩波文庫、1994年。）に拠る。

水渟る 依網池に 尊縁り 延へけく知らに 壇杙築く 川俣江の 菱茎の さしけく知  
らに 吾が心し いや愚にして

##### 2 『日本靈異記』中巻第三十話

\*出典は出雲路修校注『日本靈異記』（新日本古典文学大系80、1996年。）に拠る。

行基大徳子を携ける女人を過去の怨と見て淵に投てしめ異しき表を示す縁第三十  
行基大徳、難波の江を堀開かしめて船津を造り、法を説き人に化へたまふ。道俗貴賤集会りて法を聞く。爾の時に河内国若江郡川派里に、一の女人有り。子を携きて参り往き、法会にして法を聞く。其の子哭き譴めて法を聞かしめず。其の児年十余歳に至りて其の脚步ます。哭き譴めて乳を飲み、物を噉ふこと間無し。大徳告げて曰はく、「咄、彼の娘人、其の汝が子を持ち出でて淵に捨てよ」とのたまふ。衆人聞きて、当頭きて曰はく「慈有る聖人、何の因縁を以ちてか是の告有る」といふ。娘子を慈悲するに依りて、棄てずしてなほ抱き、持ちて法を説きたまふを聞く。明日にまた来る。子を携きて法を聞く。子なお轟しく哭き、聴く衆囂に障へられて法を聞くこと得ず。大徳噴めて言はく「其の子を淵に投てよ」とのたまふ。爾の母怪ぶれども思ひ忍ぶること得ず、深き淵に擲つ。児また水の上に浮出でて足を踏み手を攢み目を大く瞻暉りて、慷慨みて曰はく「惻きかな。今三年徵り食はむをや」といふ。母怪びてまた会に入り法を聞く。大徳問ひて言はく「子を擲捨てたりや」とのたまふ。時に母答へて具に上の事を陳ぶ。大徳告げて言はく「汝昔先の世に、彼の物を負ひて償ひ納めざりしが故に、今子の形と成

りて債を徵りて食ふ。是れ昔の物主なり」とまたまふ。嗚呼、恥しきかな。他の債を償はずよりは、むしろ死なむや。後の世にかならず彼の報有らむのみ。所以に出曜經に云はく「他に一錢の塩の債を負うが故に、牛に墮ち塩を負ひ駆はれて、主の力を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

### 3 『新撰姓氏錄』

\*出典は佐伯有清『新撰姓氏錄の研究 本文篇』(吉川弘文館、1981年。)に拠る。

大和國皇別 川俣公 日下部宿禰同祖。彦坐命之後也。

河内國皇別 川俣公 日下部連同祖。彦坐命之後也。

豊階公 河俣公同祖。彦坐命男澤道彦命之後也。

《参考》『日本三代実録』貞觀三年九月廿四日条

正五位上行刑部大輔豊階真人安人卒、安人者元河内國大縣郡人、後爲左京人也、本姓河俣公、延暦十九年、河俣公御影、改姓豊階公（以下略）。

河内國神別 川跨連 同神九世孫梨富命之後也。（注）同神；津速魂命を指す。

《参考》『統日本紀』天平十九年九月乙亥(二日)条

河内国人大初位下河俣連人麻呂錢一千貫、越中国人砾波臣志留志米三千碩、奉盧舍那仏智識。並授外從五位下。

### 4 『延喜式』卷九 神祇九 神名上

河内國一百十三座 大廿三座（割注略） 小九十座（割注略）（中略）

若江郡廿二座大二座小廿座（中略） 川俣神社（以下略）

### 5 『水走文書』 \*出典は『枚岡市史 第三巻 史料編(一)』(1966年)に拠る。

藤原康高讓状写（／は改行を示す）

讓渡 嫡男藤原忠持屋敷并所職私領等事／合／

一五条

屋敷一所／六間壹面覆一字 七間廊一字／惣間一字 中門七間一字／三間土屋一字 三間壹面厩屋一字／五間倉一字 三間倉一字／六間雜舍一字

一大江御厨山本河俣兩執當職并

御 宣旨御牒 大治長承里券／氷野河并廣見池、細江等

一以南惣長者職并四ヶ郷郷務

一松庄下司職 一旁公券證文 ／一母木寺本免下司職 一国衙畠師

一平岡社務并公文職 ／一林四所奈岐良尾 今揚寺林 田窪林南北浦 小坂林

一水走私領壹所之內八坪壹町千臺御前處分 在判 ／諸寺俗別當職

右件所職并田畠當者、左衛門尉藤原康高／之先祖相傳之所職私領也、而今依爲嫡男

藤原忠持相副調度證文等、讓渡事畢／仍爲後後日證文、勒處分之狀、如件

建長四年六月三日

左衛門尉藤原康高在判